









## 官報(号外)

○議長(河井彌八君) 日程第三、図書館運営委員長報告。

図書館運営委員長高橋道男君。

〔報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

〔高橋道男君登壇、拍手〕

○高橋道男君 国立国会図書館法第十一条の規定によりまして、図書館運営委員会における審査の結果を御報告申上げます。

前回は、昨年の十二月二十四日、当時の宮城委員長の御報告がございましたので、今回はそれ以後の分につきまして御報告を申上げます。

本委員会は、本年に入りまして以来、数回に亘りて委員会を開催いたし、法律案一件のほか、国立国会図書館の運営に関する事項といたしましては、昨年十月から本年三月に至る間の図書館の経過に関する館長の報告、国立国会図書館法第二十六条に規定する金銭の取扱規程案、同じく第二十六条の規定に基き金銭の寄附を受けるについての承認を求める件、昭和二十八年度の国立国会図書館の予算等について審査いたして参つたのであります。

以上それべの案件につきましては、その都度文書を以て御報告いたしてござりますので、詳細に亘つてはこれを省略させて頂き、その主なる点について御報告申上げます。

御承知のごとく、国立国会図書館

は、現在中央館のほか二十八の支部図書館の総合的運営により、図書及びその他図書資料を収集して国会議員の職務の遂行に資すると共に、行政及び司法の各部門及び国民に対しても広く図書奉仕をいたすことを目的とするものでござります。

書類の閲覧及び貸出のみにとどまらず、調査立証考査局における調査、刊行、写真の複製等、各種に亘つておる面に対する奉仕の業務は、都道府県議会議室並びに専門図書館との接觸が更に緊密に行われる等、総体的に次第に改善せられ、その実績は著しく逐次発展の経過を辿っております。又、欧米諸国との国際交換等による図書館資料の収集整備も漸次活発となつて参つておる現状でござります。殊に国立国会図書館における写真複製業務の充実発展のために、国立国会図書館法第二十六条の規定に基き、昨年アメリカ合衆国ロッカフエラー財团からの申出のありました金四万一千ドルの寄附を受けました。本年二月三日これに承認を与えると共に、その管理運営上必要な規程案についても同時に承認を与えた次第であります。この金銭は、習得のため技術者を米国に派遣するための費用に充當せられるものであり実施可能と認められる延一万五千坪の暫定計画を急速に実現せんとするも

行に寄与するものと存する次第であります。

次に、国立国会図書館の昭和二十八年度予算に關連して特に申述べたいことは、図書館の建設計画についてであります。本年度度予算額は、本年度度におきましては、図書館の建設計画についてであります。

度予算額は、本年度度におきましては、大凡百十億円、一万五千坪の暫定計画におきましては、約三十億円を要する見込でござります。本年度予算を審査するに當り、本委員会におきましては、再度右の建設計画を確認いたしますと共に、その予算の確保について申合せ、大蔵大臣に対し要望書を送付する等の措置を講じたのでござりますが、大蔵当局におきましては、予算額として新たに九千九百万円、即ち約一億円が計上せられております。図書館の建設計画につきましては、御承知のこととく年来の懸念となりつゝあるところでござりますので、本年度において計上せられます。

予算額は、總所要経費の僅か三十六分の一に相当するものではござりますが、暫定建設計画完成の五ヵ年間を通して、将來ともその目的達成のために努力いたしたいと存じております。

議員各位におかれましても、速かなる本計画の達成のために強力なる御支援を賜わりますよう特にお願い申上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次回の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十五分散会

○本日の会議に付した事件

の詳

のございますが、その計画達成に要します予算が終局案である四万五千坪計画においては大凡百十億円、一万五千坪の暫定計画におきましては約三十億円を要する見込でござります。本年度予算を審査するに當り、本委員会におきましては、再度右の建設計画を確認いたしますと共に、その予算の確保について申合せ、大蔵大臣に対し要望書を送付する等の措置を講じたのでござりますが、大蔵当局におきましては、予算額として新たに九千九百万円、即ち約一億円が計上せられております。図書館の建設計画につきましては、御承知のこととく年来の懸念となりつゝあるところでござりますので、本年度において計上せられます。

予算額は、總所要経費の僅か三十六分の一に相当するものではござりますが、暫定建設計画完成の五ヵ年間を通して、将來ともその目的達成のために努力いたしたいと存じております。

議員各位におかれましても、速かなる本計画の達成のために強力なる御支援を賜わりますよう特にお願い申上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次回の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十五分散会

○本日の会議に付した事件

の詳

一、故議員藤嶋男君に対し弔辞贈呈の件

一、議員派遣の件

一、渥美郡作地域農業改良促進対策審議会委員の選挙

一、日程第一 国の所有に属する物品の充拠代金の納付に関する法律案の一部を改正する法律案

一、日程第二 小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律案

一、日程第三 図書館運営委員長報告

出席者は左の通り。

告

議員 議長 河井彌八君 副議長 重宗雄三君

河野謙三君 佐藤尚武君

小林武治君 小林政夫君

猪見義男君 岸良一君

北勝太郎君 上林忠大君

片柳眞吉君 梶原茂嘉君

柏木庫治君 加賀山之雄君

石黒忠篤君 飯島連次郎君

赤木正雄君 森入三君

村上義一君 宮城タマヨ君

三木與吉郎君 三浦辰雄君

前田穣君 野田俊作君

西田隆男君 中山福蔵君

豊田雅孝君 常岡一郎君



## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

代用少年鑑別所及び代用特別少

年院の特例的措置が認められる期  
限が、昭和二十八年五月三十一日  
をもつて、切れることになる。然  
し、右の期限前に本格的措置を講  
ずるための立法を行うことは、審議期間の関係から、不可能と認め  
られるので、取敢えず右の期限を  
更に二ヶ月間、昭和二十八年七月  
三十日まで延期しようといふの  
が、本改正法律案の要旨である。委員会は、少年法の適用上やむ  
を得ない措置と認めた。

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、外国人が登録証明  
書の交付等の申請にあたつて、所  
要の書類に指紋の押なつを要する  
制度の施行期日を、昭和二十九年  
四月二十七日までの間ににおいて政  
令で定めようとするもので、現在の諸情勢にかんがみ妥当なものと  
認める。

## 二、事件の利害得失

本法の円滑なる運用と、少年の保護  
を期するためには利益あるものと認  
められる。

## 三、費用

本法の施行には、別段の費用を  
要しない。

## 三、費用

本法の施行により、外国人の指  
紋押なつ制度の施行に必要な準備  
を整え、かたがた一般外国人に対  
しても、この制度の趣旨を周知徹  
底せしめ、内外の関係を好転せし  
める利益がある。外国人登録法の一部を改正する法  
律案  
右全会一致をもつて可決すべきもの  
と認決した。よつて多数意見者の署  
名を附し、要領書を添えて、報告す  
る。

昭和二十八年五月二十八日

法務委員長 郡 祐一

參議院議長河井彌八郎

## 多数意見者署名

亀田 得治 加藤 武徳

三橋八次郎 一松 定吉

青木 一男 棚橋 小虎

木村篤太郎 赤松 常子

楠見 舞男 宮城タマヨ

参議院会議録第十二号正誤	頁	段	行	誤	正
九三三五百五十倍	九	三	五	百	五

昭和二十八年六月十九日 参議院会議録第十三号

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価一部十五円

(配送料共)

発行所

東京新宿区市谷本町一五  
大藏省印刷局  
電話九四四一九五一  
一九〇〇一九〇〇  
郵便局